

永平寺町振興計画審議会運営規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第38号

永平寺町振興計画審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例(令和元年条例第13号)第2条に規定する永平寺町振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、永平寺町振興計画に関する事項について審議する。

(委員の構成)

第3条 審議会の委員の定数は25名以内とし、次に掲げる者に町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

2 会長は、町長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、町長に通知しなければならない。

4 会長は、議長となる。

5 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第8条 審議会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、永平寺町役場総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。